

平成29年度  
保育園児を募集します



- 受付期間 ■ 平成29年1月6日(金)～24日(火)
- 受付場所 ■ 役場保健福祉課福祉係・くるみ保育園(比布町中町2丁目)
- 入所期間 ■ 平成29年4月1日から小学校就学前まで
- 入所基準 ■ 児童の保護者が就労、病気による入院や介護、妊娠などの理由で保育を行うことができない方
- 保育時間 ■ 午前7時から午後6時まで ※日曜、祝祭日は休所日です。  
保育標準時間 午前7時～午後6時  
保育短時間 午前8時30分～午後4時30分(延長保育の利用が可能です)
- 保育料 ■ 保護者または扶養義務者の税額に応じて決定します。(下表を参考)
- その他 ■ 本町以外の認可保育所(中央部1市7町)への広域入所申し込みも可能です。
- 問い合わせ ■ 保健福祉課福祉係 ☎85 - 4804

◆保育料について◆

保育にかかる費用は、入所児童の年齢により異なります。保護者のみなさんに負担いただく保育料のほかに、国や道から補助を受け、町が保育をすることになっています。保育料は国で定められる徴収基準額表(下表)がありますが、本町ではそのうち独自に軽減を行い、子育て世帯への経済的支援に努めています。

表 保育料徴収基準額表

階層区分	定義	利用者負担額							
		2号認定(3歳以上)				3号認定(3歳未満)			
		標準時間		短時間		標準時間		短時間	
比布町	国	比布町	国	比布町	国	比布町	国		
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2	第1階層を除き、 ・4月～8月分までは 前年度分	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円
3	・9月～翌3月分までは 当該年度分	8,200円	16,500円	7,600円	16,300円	9,700円	19,500円	9,100円	19,300円
4	の市町村民税の額に区分が 右欄の区分に該当する世帯	48,600円以上 100,000円未満	27,000円 または41,500円	11,500円	26,600円 または40,900円	13,500円	30,000円 または44,500円	12,900円	29,600円 または43,900円
5		100,000円以上 170,000円未満	41,500円 または58,000円	14,200円	40,900円 または57,100円	16,500円	44,500円 または61,000円	15,900円	43,900円 または60,100円
6		170,000円以上 307,000円未満	58,000円 または77,000円	20,100円	57,100円 または75,800円	22,200円	61,000円 または80,000円	21,600円	60,100円 または78,800円
7		307,000円以上	77,000円 または101,000円	24,100円	75,800円 または99,400円	26,000円	80,000円 または104,000円	25,400円	78,800円 または102,400円

ぴっぷ  
消費生活  
ニュース  
ひとりひとりが  
気をつけよう

強引な布団の訪問販売に注意!



◆◆被害事例◆◆

突然「布団を見せてほしい」と女性が訪問し、家上がり「汚れているし体に悪いので新しく購入したほうがいい」としつこく勧めてきた。断って帰ってもらったが、しばらくして男性と一緒に羽毛布団を持ってきた。断っても「ひと月1万円の支払いだから大丈夫」などと勧誘され、根負けして承諾してしまった。クレジット会社の書類を書くときに初めて、総額が約40万円と高額であることを知った。解約したい。(70歳代 男性)

◆◇消費者へのアドバイス◆◇

- 強引に高額な契約をさせられる布団の訪問販売の相談が後を絶ちません。ドアを開ける前に訪問者や用件をよく確認し、必要なればきっぱり断り、事業者を家の中に入れていないことが大切です。
- 一人では対応せず、家族や近所の人など周囲の人に同席してもらうようにしましょう。必要なればき

ぱりと断ることが大切です。

- 家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に不要な品物や契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。
- 契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。消費生活センター等へ早めにご相談ください(消費者ホットライン188)。



～誘いに乗らない、申し込まないことが肝心～

- 消費者ホットライン ☎0570-064-370
- 旭川市消費生活センター☎0166-22-8228

すぐに消費生活センターに相談しましょう

健康生活

脳梗塞②

▼脳梗塞の症状とは？

脳梗塞という病名は、よく耳にしますが、そこに至る症状として上げられる「一過性脳虚血発作(TIA)」という言葉には、あまりなじみがないかと思えます。しかし、この「一過性脳虚血発作」が起きていることに気づくかどうかによって、後に確実に起こる脳梗塞のリスクを軽減することが出来ます。

▼一過性脳虚血発作とは？

数分～数十分程度の一過性の発作が起こり、またすぐに何事もなかったかのように治まる状態のことをいいます。発作といっても、いきなり倒れ込んだりしまったり、苦しみましたりというようなくわたりやすいものではなく、めまいや半身のみに起こるしびれ、運動障害、言葉が話せない、理解できないなど、周囲から一見して発作が起きているとは、なかなか理解され難い症状が現れます。

▼なぜ発作が起きて、すぐに治まるの？

この発作は、血栓という血のかたまりが脳内の血管をふさぐことで起こります。どのような発作が起こるのかは、脳のどの部分の血管がふさがれたのかにより異なります。しかし、一旦は血管をふさいだものの、その血栓が小さくて、またすぐに血流により押し流されて元通りの血流を回復すると、発作の症状は治まります。

血栓が流れることなく止まり続けると、組織の循環と代謝が阻害され完全に機能を停止、組織活動に障害を起します。その組織が壊れやすくなります。その組織が壊れやすくなる状態を脳梗塞と呼びます。

一過性の虚血発作の症状が出た場合の脳梗塞の発症率は、1年以内に約10%、5年以内には約30%に達するといわれています。

◆お知らせ  
年末年始は12月30日(金)から1月3日(火)までが休診です。  
なお、1月2日(月)は当番医となっております。  
町立ぴっぷクリニック  
院長 加藤一哉